

○上肢業務に基づく疾病の取扱いについて

〔平成9年4月1日地基補第103号〕
各支部長あて 理事長

第1次改正 平成15年9月24日地基補第154号

第2次改正 平成16年4月19日地基補第104号

標記の件については「公務上の災害の認定基準について（平成15年9月24日地基補第153号。以下「認定基準」という。）」によるほか、下記により取り扱われたい。

なお、「キーパンチャー等の上肢作業に基づく疾病の取扱いについて（昭和45年3月6日地基補第123号）」は、廃止するので了知されたい。（第1次改正・一部）

記

- 1 本通知が対象とする疾病は、上肢等に過度の負担のかかる業務（以下「上肢業務」という。）によつて、後頭部、頸部、肩甲帯、上腕、前腕、手及び指に発生した運動器の障害（以下「上肢障害」という。）である。
- 2 次のいずれの要件も満たし、医学上療養が必要であると認められる上肢障害は、地方公務員災害補償法施行規則別表第1第3号の4又は同号の5に該当する疾病として取り扱うこと。（第1次改正・一部）
 - (1) 上肢等に負担のかかる作業を主とする業務に相当期間従事した後に発症したものであること。
 - (2) 発症前に過重な業務に従事したこと。
 - (3) 過重な業務への従事と発症までの経過が、医学上妥当なものと認められること。
- 3 上肢障害の診断病名は多種多様にわたることが考えられるが、代表的なものを例示すれば、書痙、書痙様症状、腱炎、腱鞘炎、手関節炎、上腕骨外（内）上顆炎、頸肩腕症候群、肘部管症候群、回外（内）筋症候群、手根管症候群などがあるので、単に診断病名のみをもつて公務（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第55条に規定する一般地方独立行政法人の業務を含む。）上外を認定することなく、専門医によつて詳細には握された症状及び所見に従つて行なうようにとくに留意するものとする。（第2次改正・一部）